東郷村報
第30号
昭和29年7月1日
発行所
宮崎県東臼杵郡
東郷村役場
日向市富高新町
株式会社 安藤印刷所
電話64番

『村民に県民税が課税される』地方税法の改正についてのお知らせ

税務課

去る五月の国会で、地方税法が改正され、負担の軽減又は、合理化が図られましたので、そのあらましをお知らせします。

◎改正の理由

現行税制は昭和二十四年に行われた。シャウプ勧告を基礎として、昭和二十五年に制定されたもので、この勧告の要旨は、地方自治確立のための、財政的裏付けを、行おうとしたものであるが、この税制の改革によつて、一挙に三割近い増収を期待したものだけに、必ずしも納税者の支持を受けなかつた。

このことは、当時国会の審議において、一度は流産の憂き目をみ、なお若干の修正を経て、漸く次の国会で成立するという「いきさつ」もあつた程で、実施以来四年を経た今日においても、或はその際に設けられた新税の廃止とか、或はその際に加重された負担の軽減を中心に、兎角論議が絶えなかつたので、これらについて、将来にわたつて安定した税制の必要に迫られ、今回の改正となつた。

◎改正点

一、縣民税の新設

村民税は村費の負担分任の主旨から、貧者も富者も平等に均等割を課税し個々の能力に応じて所得割が課税されるものである事は周知のとおりであるが、一方県税制の下においては、事業税、入場税（これは今般の改正で国税に移管された）及び遊興飲食税並びに自動車税がその収入の大部分を占めている。ところが農業や林業には、事業税が課されていないので、自然これらの税は、その税源を専ら市郡に依存している現状である。反面県の歳出は、農山村を対象にして、行はれる場合のほうが多い。このような事情から、県民として県政を監視し、県民全体が協力して、県の発展を図つて行くべきであるにもかゝわらず、自然関心が薄れることにもなる。県民税はこのような考のもとに新設されたもので、その賦課徴収については次の通りである。（本村には法人の県民税納税者はいないので個人についてのみ述べる）

(1)県民税の特質

通常税金の賦課徴収はその課税団体でなすべきであるが、個人の県民税に限つてこれが総て、市町村に委任するように税法で規定されてある。

すなわち県民税の徴収は市町村民税賦課徴収の例により市町村民税と併せて賦課徴収することゝされている。

このことは徴税費を増高せしめ、又は納税者に無用の手続的な負担を負はしめることを避ける主旨からである。

(2)納税義務者

村民税の納税義務者と同一のものに対し、毎年一月一日現在の住所地の市町村において課税される

(3)賦課徴収

(イ)均等割

個人に対しては百円課税される。

(ロ)所得割の賦課

所得割の課税については、毎年四月三十日までに、県が市町村に対して、その市町村が賦課し、徴収すべき総額を配賦し、市町村は当該配賦額を、その責任と権限において個人の村民税所得割の額に比例して、賦課し徴収することになつている。

この場合に県が、市町村に配賦すべき所得割の総額は、当該市町村民が前年中に納付した所得税額の百分の五が標準である。

(ハ)徴収

個人の県民税の賦課徴収が市町村に、法定委任されていることは、前に述べた通りであるが、その処理方法は次のとおりである。すなわち、市町村が市町村民税を賦課し徴収するに際に、併せて県民税を賦課し徴収するものとされ、納税者に送付すべき徴税令書も、市町村民税のそれに併せて記載する。このことは、徴税費の増高を避ける等のためであつて、実際には納税者は県民税と市町村民税とをそれ〳〵負担するものであり、これを意識自覚させるために、形式的には県民税を一の税として扱ふが、実際的には県民税と市町村民税とを一の税として賦課徴収するのと同じ扱にされたのである。

従つて納税者は、その何れかのみを任意に納付することは許されない。あくまで市町村民税と県民税とを一の税として扱ふ所以である。

(ニ)滞納処分

県民税賦課徴収の市町村への委任は、滞納処分についても、特別の規定がなされている。すなわち納税者が納期限までに、県民税、市町村民税を完納しない時に発する督促状は、県民税と市町村民税の合算額を記載した一の文書でもつて督促をなし、尚且完納しない場合における滞納処分は、市町村において執行するものとされているが、翌年五月三十一日以後に繰越された分については、県民税、市町村民税の徴収、滞納処分が、県においてもその年内に、三月を限度として出来るものとされている。この場合、市町村の同意を必要とすることは、事務の重複を避け、相互の連繋を保つ上からも蓋し当然のことであろう。

また県民税の賦課徴収に対する異議の申立は、処分を行つた地方団体の長（県知事又は市町村長）に、行うことになつている。

二、村民税

県民税の創設に伴い、納税者の負担の加重を避けるため、村民税の税率は、その分に相当するだけ引き下げが行われた。

(1)均等割

均等割の税率は、県民税において、百円とされているので、これに伴い村民税についても、百円引き下げられた。

(2)所得割

所得割の税率については、従来の税率から県民税において定められている所謂制限税率に相当する分だけ引き下げられた。本村としてもこれに伴い、県民税所得割として徴収すべき額を、引き下げる事として、村税賦課徴収条例の改正がなされ負担の増高を抑制する措置が講ぜられた。又個人の非課税範囲についても、不具者、未成年者、六十五年以上の者、又は寡婦に対しては、従来これらの者が前年中において十万円をこえる所得を有した場合を除く外、村民税は、これを課税することができないものとされていたが、今回の改正によつて、右の十万円の額を十三万円に引き上げられ、現在の経済情勢下において、実態に即応せしめるべく改正された。尚税法上寡婦としても適用を受けることのできる者は、所謂寡婦であつて扶養親族を有するものをいう、とされており、少くとも、扶養親族を有するものであることが一の要件となつていたが、今回の改正によつて戦傷病者戦歿者遺族等援護法第二十三条の規定により遺族年金を受ける者にあつては、扶養親族の有無は問わないものとされた。このことは、戦争未亡人等のいまだに気の毒な実情を考慮してのことであり、所得税についても同様の取り扱いがなされることゝなつた。

三、固定資産税

(1)税率の引き下げ

近時は、宅地の価格や、家屋の建築費が相当騰貴し、時価を課税標準とする、土地や家屋に対する固定資産税の負担は、税率を据え置いても増加し過ぎる傾向にあるため、従来の標準税率百分の一、六を昭和二十九年度は百分の一、五昭和三十年度以降は百分の一、四とされ、負担の緩和が図られた。（本村としても、右の主旨に副い、従来の百分の一、八を、百分の一、六又従来の制限税率については、昭和二十八年度分までの限時規定となつていたのであるが、昭和二十九年度以降も踏襲することゝし、同時に制限税率も百分の三から百分の二、五に引き下げられた。ただ、市町村が、災害その他やむを得ない特別の財政需要がないのに、特定の納税者（例へば電力会社）の負担を期待して、狙い打ち的な課税を制止する意味において、一の納税者が所有する、償却資産に対する固定資産税の課税標準額が、その市町村の固定資産税の課税標準の総額の二分の一をこえる場合において、税率を百分の二をこえて定めようとするときは、あらかじめ、その旨を自治庁長官に届け出るものとされ、自治庁長官は、やむを得ない特別の財政需要があるため、増税の必要を認められた場合を除く外、地方財政審議会の議を経て、当該市町村の税率を制限することができるものとされた。（本村の場合、現在のところ残念ながらこの様な大規模償却資産はない）

(2)重要産業に対する軽減規定

最近における我が国のおかれている経済還境からして、企業設備の近代化、原価の引き下げ、外貨の獲得が極めて緊要事とされており、このためには固定資産税がその大きな障害とならないよう充分に考慮しなければならない。この趣旨から、発送電施設、鉄軌道施設、重要物産製造用機械設備等々の所謂重要産業に対して、その助成に幾分でも協力する体制を打ち出すものとされたわけである。

(3)大規模償却資産に対する固定資産税の市町村の課税権の制度

固定資産税は当該固定資産所在の市町村において、課税することが原則であるが、税源の偏在を是正する意味から、大規模償却資産に対しては、例外的に市町村の課税権を制限し、そのこえる部分に対して、県が当該固定資産に対して、固定資産税を課税することゝなつた。ただ、市町村の収入の激変を緩和するため、この措置は昭和三十年度以降において実施される。この改正によつて、本村の場合、岩屋戸、塚原両発電所分の配分規定は、昭和三十年度から廃止されることになり、新にその分は県が課税することになつた。このための本村の、固定資産税減収見込みは約百五十万円程度である。

四、自轉車荷車税

(1)自転車荷車税の誕生

自転車荷車税、荷車税を統合して、一の税目とし、自転車荷車税が誕生した。自転車税及び荷車税は、ともに車輌に対して課する税であるということにおいて共通するばかりでなく、その納税者も両税に共通な者が多く、荷車税の納税者の殆んどすべてが、そのまゝ自転車税においても、また、納税義務者となつている現状である今回の改正は、この点に着目して、一の賦課徴収の手続によつて、両税をあわせて同時に徴収するものとし、税務行政上の簡素化を図るため、税種が統合された。

(2)月割課税規定の新設

従来自転車税及び荷車税（改正後の自転車荷車税）は毎年四月一日現在の所有者に対して、年額を課税し、四月二日以後において所有された自転車及び荷車に対しては、その年分については、全然課税することができないというのが建前であつた。然しながら、自転車なり、荷車なりの保有の事実自体については、期間的な相違は別として、その他何等異ることはないのであるから、単に、四月一日現在において、その自転車又は荷車の所有者であるか否かという一事のみで、一は年額を課税され、一は全然課税されないということは、均衡上適当でないので、四月二日以後に「新に取得された自転車又は荷車」に対しては、取得された月の翌月からその年度の三月まで月割をもつて、自転車荷車税を課するとゝされた。

こゝで「新に取得された」自転車又は荷車とは、その年度分としてはじめて、自転車荷車税の課税の対象となる自転車又は荷車であつて、今まで商品であつたものを四月二日以後において取得して使用する場合等がこれに該当する。従つて、四月一日現在において、既にその年度分の自転車荷車税の課税対象となつている自転車や荷車について、四月二日以後において、その定置場をA村からB村にうつした場合、これに対してB村において月割課税をすることができるというものではない。

また、四月一日現在において、既にその年度分の自転車荷車税の課税対象となつている自転車や荷車について四月二日以後においてその所有者がAからBにうつつた場合、Bに対して月割課税をすることができるというものでもない。

五、村たばこ消費税

市町村が県に移譲した税源（村民税の一部を県民税に又大規模償却資産に係る固定資産税の課税権の制限による減収等）を補填するために、偏在性の少い税目として、たばこ消費税が創設された。すなわち、人口一人当りの「たばこ」の小売価格の全国道府県別の最大と最小との開きは四倍程度であり、他の入場税、遊興飲食税の十倍以上、酒の六、五倍以上と比べると、最も普遍性があるといえるのである。

たばこ消費税は、製造たばこの消費に対して課する租税である。しかし、その消費を個々の喫煙者の消費の段階で捕捉することは、理論的にはすぐれていても、徴税手続が煩雑であるばかりでなく、課税技術上も相当の困難があるので、日本専売公社が、たばこ専売法の規定によつて、たばこ小売人に売り渡す製造たばこ、又は国内消費用として、直接消費者に売り渡す製造たばこに対し、その小売人の営業所又はその売り渡しをする日本専売公社の事務所所在の、市町村において、日本専売公社に課するものとされた。従つてA町にその営業所が所在する小売人が、その製造たばこの一部をB町で出張販売していても、その小売人に売り渡す製造たばこについては、すべてA町が課税権を有している。飛行機、汽車、汽船等の交通機関の内部で行われる販売についても、同様に小売人の営業所所在の市町村において課することゝなる。

◎たばこ消費税の税率等

たばこ消費税の税率は、市町村にあつては百十五分の十である。こゝで百十五分の十という半端な税率を用いることゝしたのは、製造たばこのなに、一定割合のたばこ消費税が含まれているものと擬制することによつて、たばこ小売定価を変更しないようにするためである。村民の皆さんが、購入される「たばこ」の価格のうちには、その価格の百十五分の十のたばこ消費税が含まれており、その税金は、村税として収入されるのであるから「たばこの購入は是非自分の村で」ということにもなる。

旅の歌　柏木

木の葉みな風にそよぎて裏がへる青山の人の行けるさびしさ
わが対ふあを高山の峯越しにけふもゆたかに白雲の湧く
山々のせまりしあひに流れたる河といふものの寂しくあるかな
糸に似て白く尽きざる路の見ゆむかひの山の夕風のなか

農業委員会委員の選挙について

皆様来る七月十六日には村の農業委員会の委員の選挙が執行されます。このことにつきまして簡単にお知らせして色々と御協力をお願いしたいと思います。

御承知のように本村の農業委員会委員は昭和二十六年七月二十日第一回の選挙で就任されたのでありまして昭和二十八年七月十九日に任期満了となる筈でありましたが任期延長の法律の施行により一応六ケ月延長され本年一月十九日迄とされたのであります。その後再び六ケ月間延長されて現在に至つているのでありまして、結局三ケ年の任期になつている訳であります。ところが今回農業委員会法の一部を改正する法律の公布により同法は「農業委員会等に関する法律」に改められ委員の定数や任期、都道府県農業委員会の廃止、都道府県農業会議の設立、組織、運営その他全般に亘り大きな改正が加えられました。尚農業及び農民の代表機関として全国農業会議所の設立等がありますが紙面の関係もありますので差当り今回の選挙について皆様に必要な事項のみを申し述べたいと思うのであります。

△選挙期日は来る七月十六日で投票時間は午前七時から午後六時迄であります。投票所は従来通りの場所に十一ケ所設けられます。

△選挙すべき委員はその市町村の実情に応じて条例で定数が決められます。本村は七月三日に臨時村議会が招集されて十二人と決定しました。尚この外に市町村長はその農業委員会の区域内（村内）にある農業協同組合又は農業共済組合の理事の内からその組合の推薦した者及び議会が農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者として推薦した者につき五人を限り選任することができます。しかしこの選任委員の数は選挙すべき委員の定数の三分の一をこえることができません

△委員の任期は三ケ年で昭和二十九年七月二十日から起算されます。従つて昭和三十二年七月十九迄となります。

△選挙権、被選挙権について

当該農業委員会の区域内（村内）に住所を有する年令満二十年以上の者で一反歩以上の農地につき耕作を営む者及びその者の同居の親族又は配偶者で年間概ね六十日以上農耕に従事していると農業委員会で認める者でありまして年令の算定は選挙権については名簿確定の日（昭和二九、三、五）被選挙権については選挙の日（昭和二九、七、一六）をもつて算定されます。従つて現在の選挙人名簿に登載されてない者でも一定の要件を備えておれば農業委員会の証明により立候補ができることになります。しかし農業委員会の選挙による犯罪のため刑に処せられた者はその裁判確定の日から五年間、その他の選挙による犯罪については禁こ以上の刑に処せられた者に限りその刑の執行を終るまで又は執行をうけることのなくなるまでの間選挙権、被選挙権が停止されます。

△立候補の届出は選挙期日や選挙すべき委員の数の告示が七月六日になされますのでその日から七月十一日までの間できます。選挙に関するすべての届は毎日午前八時三十分から午後五時までとなつています。立候補届出には自立の立候補と推薦による立候補とがありまして何れも文書によつて選挙長あてに届けるのでありますが推薦の届出には別に候補者の承諾書と候補者が名簿に登載されているという証明書が必要であります。

△投票の方法についてはすべて公職選挙法を準用していますので普通の投票と変りはありません。当日の事故者等には前もつて不在者投票も出来ますし文盲者等には代理投票も認められています。

△選挙運動に就ては費用に就ては制限がないが其他禁止されている事項は他の選挙と同じであります以上一般的な事項のみを申し述べましたが詳細については村選挙管理委員会に御問合せ下さい。

村内各学校の状況について

本年度村内各小中学校の教職員数並に児童生徒数は次の通りですからお知らせします。

学校名	定員	現員内訳					六月一日現在児童生徒数
		校長	教諭	助教諭	講師	事務職員	計	
東郷中	一五	一	一二		一	一	一五	四四〇人
坪谷中（分校を含む）	一四	一	七	四	一	一	一四	二四五
計	二九	二	一九	四	二	二	二九	六八五
東郷小	一七	一	一二	三	養護助教一		一七	六四八
坪谷小	一一	一	七	三	一	一	一一	三四二
福瀬小	九	一	五	三	一	一	九	二四五
寺迫小	九	一	五	三	一	一	九	二七〇
越表小	八	一	六	一	一	一	八	一八〇
合計	八三	七	五四	一七	三	二	八三二、三七〇	五四一、六八五

「小野田」「田野」「寺迫」に村おこし婦人実践部落が生れました

農業と生活は別々に切りはなすことはできません車の両輪の一つがなければ車が進まないのと同じことです。農山漁村の文化生活水準の向上は昔から叫ばれて来ましたが優秀な実績を挙げた例は少いようです。一戸だけの農業経営の合理化を考えて見ても健康な体で愉快に働き生産を挙げるためにはどうしても生活技術を高め、公民としての素養を積む必要があります。このために小野田と田野と寺迫に村おこし婦人実践部落が生れ食生活を中心に活潑な改善運動を奨めることになりました。この実践部落は婦人が中心となり

第一に食生活を改善し健康の増進と生活の合理化を計ること

第二に婦人が公民としての意識を養つて皆仲良く部落を興して行くこと

第三に婦人の保健衛生状態と家事労働の改善に努めること

第四に婦人の活動を主体とした食糧の自給体制を作ること

第五に母子世帯の幸福を図り子供の教育補導につとめることを目的として部落内各戸の営農の状況台所の状況記帳の状態等を調査して改善の資料としたり皆揃つて家計簿を記載したり各戸の食生活の状況を調査して献立表をつくつて食生活の改善に努めたり自給用栄養作物の計画生産を計つたり定期に集会を持つて生活文化向上に必要なことがらを研究したり力強い実践に努めておられますので立派な実を結ぶのも近い将来のことゝ心強く思つております実践部落の方々の一層の御精進を御願致します。

国民健康保険と東郷診療所

国民健康保険制度は保険的方法を以つて病気やケガ又は出生死亡等身体上の事故について経済的保障の途を講ずることにより、お互の生活不安を除き公衆衛生、社会福祉の増進を図り、みんなが健康にして文化的な生活を営むことが出来るようにすることを目的としていることは既に皆さん御承知の通りであります。

そこでこの事業をやつてゆく上に診療所の存在は欠くことのできないものであります。

即ち公的医療機関として、ばかりでなく母子衛生、公衆衛生の向上等保健の相談所として本診療所を利用することによつて事業の目的も達せられるのであります。

本年も妊婦乳幼児の検診その他の保健施設としての仕事を進めてゆく考えですが、診療所の医師は勿論村内医師の協力を求むる外本診療所のあらゆる施設を利用することが皆さんの健康を護る唯一の途であると確信します。

内科外科の医師二人も着任しすべての機械器具も完備しました。事業第二年度に当り益々村民各位の御協力を御願いします。

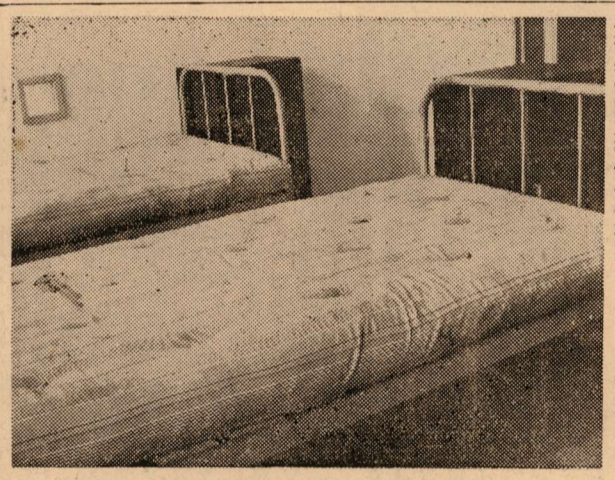

病室

稲を病氣や虫から守りましょう

皆さん忙しい田植も終りお疲労れのことでせう。今年はほんとうに異状天候です苗代期間中は降雨や曇り日が多くて日照りが少く温度も低かつたので苗も小さく軟弱に育つているのでイモチ病が発生し易い状態にあります。特に七月に入り気温が上つてくると発病し易いので次のような方法で予防しましょう。

1 水銀粉剤　二―三キロを撒布

2 銅水銀剤又は銅製剤二号又はフジボルドー一二匁を水一斗にとかしこれに〇、二匁の展着剤を加えて撒布して葉イモチの中に撲滅するようにしましょう。

【メイ虫の防除】

天候が不順であるから二化めい虫も例年に比べて発生が多く延岡病虫害防除所の発生予察では例年の八倍余りの蛾が出ていますので一化期には相当発生することが予想されますから稲の小さい作業の仕易い一化期に徹底的に防除しませう。第一化期の防除適期は七月十日―二十日頃になりますから防除班の手で一斉に防除しましょう。

【防除法】

1 パラチオン剤二〇〇〇倍―三〇〇〇倍液撒布

2 パラチオン粉剤二キロ―三キロ撒布

パラチオン剤は劇しい毒作用をもつているのでパラチオン防除指導者の指導の下に撒布するようにして下さい。丁度田の草取りの時期になりますがパラチオン剤を撒布すると七日間の田の中に入ることは危ないので早目に田の草取りを行つて後パラチオン剤を撒布することが出来るように手廻しよく準備しましょう。

萎縮病（いしゆく病）

今年は特別に「つまぐろよこばい」の発生が多かつたので「つまぐろよこばい」によつて媒介され萎縮病が発生することが予想されますす萎縮病は薬剤撒布によつては治癒らない病気ですから発病したら抜き取つて予備苗で早目に植え替えるようにしましょう。

小野田保育所の開設について

目にしみるような初夏のひざしに庭の紫陽花が咲き始めると愈々農家では田植が始まるこゝ小野田村おこし婦人実践部落では婦人の総意で去る二十日から七日間始ての保育所を開設した。園児は十五名で皆んな揃つて可愛いゝ声で唱歌を唄つたり、はねたり嬉々として遊んでいる。しかしこの陰には並々ならぬ保母の努力がなされていることを忘れてはならぬ。

喜々として遊ぶ保育所の児たち

謝辞

東郷小学校長　都甲鶴男

謹んで村民の皆様に、御礼を申上げます。

思うに、本校が五十有余年の、年月を経て、老朽、危険その極に達するや、村当局議会の皆様方が、村の復興事業の山積する中に、これが増改築を断行されましたことは、実に教育文化復興に如何に心ある御理解を、寄せられたるかを、物語るものであります。

愈々工事決行の議なるや、村当局がこれが経費対策に窩心されたる御協力、わけて国庫補助起債等に対する御盡力、只感謝の外ありません。又工事着工と期となり建築委員長黒木熊吉氏は綿密なる、工事計画と指揮、これに呼応しての父兄の方々の涙ぐましい奉仕作業、工事請負者たる菊地輔三郎氏の、愛郷心と、犠牲的精神よりなる、工事行績、凡ゆる技術と資材を惜しまず。これが建築内容に工夫努力されたる御協力は、長らく本校沿革の誌に、一頁をかざるでありましょう。

斯うして、それ〴〵の局にあたりし方々の心からなる御努力による。この近代的にして堅ろうなる新校舎はひとり本校のみに非ず、本村の誇りとすべきでありましょう。

この偉業とこの威容に、私は只感激の眼を以つて仰がざるを得ないのであります。私は何を以つてか、これに応えることが出来ましようか？只職を本校に奉ずる十七名の者と共に愈々志をかたくし、粉骨砕心、ひたすらに、村の教育文化復興に精進して、御恩に報いんことを、茲に御誓い申しあげ、謹んで御礼のことばといたします。

かず〳〵の人の心のひとしをに
緑の山に映えてうつくし

身体障害者戦傷病者巡回診査更生相談の実施について

身体障害者の福祉増進を図るため標記巡回診査更生相談が宮崎県及び日本赤十字社宮崎支部の共催により左記の通り実施されるのでお知らせ致します。

記

日時　七月十六日（午前九時）
場所　東郷村役場

水泳についての注意

水泳は子供にとつて楽しい遊びでありますが用心しないと思はぬ不幸を招く場合もありますので次のことに注意して下さい。

1 必ず親のゆるしを受けて行く
2 一人では行かぬ三人以上つれだつて行く
3 危険な場所ではあびない
4 体の具合の悪いときはあびない
5 長い時間あびない
6 あびる前に必ず頭や胸をひやす
7 自分の泳ぐ力をよく知つておく

編輯後記

霖雨もようやくはれて男性的な夏が訪づれた
深緑の山なみ　重畳の白雲
さん〳〵ふり注ぐ日光
田の面の蛙声　樹々蟬声
水に戯むる子等の歓声
田草取る乙女の群の歌声
夜空の星の輝き　遠ち近ちの誘蛾燈のまたたき
窓　窓を開け放ち　夜に親しむ農民の姿
すべてが田園生活の風物詩である、田園に生れ、田園に育ち、田園に働く者の有難味を七月の生活からも味いたい
七月は「税の話」号をおくる新しい税法の解説である
夜の憩のひとゝきにでも御一読を乞ふ
野はづれや
家絶え〳〵に蛙鳴く